

特定卸供給契約 Q&A

I 公募全般について

Q1-1 市外企業は申込できませんか？

A1-1 申し込み資格は、市内事業者となります。

Q1-2 約定プレミアムは必要ですか？

A1-2 付与の有無については、事業者が選定された後に協議することとします。

Q1-3 供給量 210 万kWhを全量供給できない場合のペナルティはありますか？

A1-3 ペナルティは特にありません。ただし、供給実績が極端に少ない場合などは、特定卸供給の承諾を取り消すことを検討します。

Q1-4 ハマウイングの発電量が210万kWhを超えた場合も全量供給して良いでしょうか？また全量貰えますか？

A1-4 ハマウイングの発電量全量を、特定卸供給契約の対象としています。

Q1-5 全体の電気供給量とは何ですか？

A1-5 小売電気事業者で販売した電気の総量です。

Q1-6 再生可能エネルギーの電気供給量とは何ですか？

A1-6 販売した太陽光等自然由来の電気(証書分も含む)の総量です。

Q1-7 市内の電気供給量とはどこまで含めますか？

A1-7 市内に所在地を置く需要家とします。市外にある支店等は含みません。

Q1-8 万が一くじ引きになった場合、連絡はいつ頃来ますか？

A1-8 令和4年3月7日までに連絡します。

Q1-9 申込書を紙で提出しても良いですか？

A1-9 電子メールでの提出としてください。

Q1-10 提出する内容が一部間に合わない場合は無効になりますか？

A1-10 無効とはしませんが、期限までに提出された内容に基づいて選定します。

Q1-11 地産地消の取り組みをこれから用意する場合は申し込めないのでしょうか？

A1-11 申込書には、想定されている内容を記載ください。

2 運営について

Q2-1 市外の需要家からハマウイングの電気が欲しいと言われたらどうしますか？

A2-1 エネルギーの地産地消を目的としているため、可能な限り市内需要家への供給を優先してください。

Q2-2 会社で実施する広報活動とは何ですか？

A2-2 自社のホームページやメールマガジン等で、ハマウイングやハマウイングに関するイベント等について PR していただくことを想定しています。市内事業者に行う対面式の営業も含まれます。

Q2-3 市で行う普及啓発イベントはどれくらいの規模で回数を想定していますか？

A2-3 現時点で横浜市が実施する普及啓発イベントは、夏の親子風車見学会（約 100 名）、と秋の風車見学会（約 200 名）を予定しています。

3 市内需要家向け

Q3-1 いつからハマウイングの電気が供給できるようになりますか？

A3-2 小売電気事業者への申込となりますので、直接、お問い合わせいただくことになります。申込可能になった時点で市のホームページ等でご案内する予定です。